

令和4年3月23日

自動車局安全政策課

遠隔点呼が実施できるようになります！

～ICTを活用した運行管理の高度化に向けて～

自動車運送事業者（バス、タクシー、トラック）において、使用する機器・システムの要件等を満足することで、遠隔拠点間での点呼を可能にします。

ICTの活用による運行管理の効率化が進み、運転者や運行管理者の働き方改革が促進されることが期待されます。

自動車運送事業者は、運行の安全を確保するため、事業用自動車の乗務前、乗務後の運転者に対して、原則対面による点呼を行うこととなっています。従来より、カメラやモニターを用いて点呼を行う「IT点呼（トラック）」及び「旅客IT点呼（バス、タクシー）」が実施できますが、いずれも、輸送の安全及び旅客の利便の確保に関する取組が優良であると認められる営業所に限られたものでした。

今般、「使用する機器・システムの要件」、「実施する施設・環境の要件」及び「運用上の遵守事項」を設定することで、これらの要件を満足する営業所において、営業所の優良性に関わらず、遠隔拠点間（営業所一車庫間、同一事業者内の営業所間、グループ企業の営業所間）の点呼を実施可能とする遠隔点呼制度を令和4年4月1日より開始します。

この制度により、ICTの活用による運行管理の効率化が進み、運転者や運行管理者の働き方改革が促進されることが期待されます。



遠隔点呼制度の内容については別紙（遠隔点呼リーフレット）をご覧ください。

【問い合わせ先】

自動車局安全政策課 安原、蛸原、村上、王子

TEL：03-5253-8111（内線 41615、41613）

03-5253-8566（直通）

FAX：03-5253-1638